

岡崎じゅんこ

発行 千葉市議会議員 岡崎じゅんこ事務所
〒266-0032 千葉市緑区おゆみ野中央9-8-13-102



令和6年度千葉市議会第二回定例会開催報告

一般質問の内容をわかりやすくまとめ、ご紹介いたします。

質問1 首都直下地震に際した備えと第三局面までの流れについて



Junko's voice

いつ発生しても不思議でないと言われる首都直下地震。一都三県を被災中心と想定し、道路インフラ・建築物の状況、そして発生72時間以内の第三局面までの救出体制について問いました。本市の緊急輸送道路自体の舗装、維持管理は常に当局が行っていますが、引き続き予定されるインフラ保全の早期完了を訴えてまいります。

Q

本市が管理する緊急輸送道路の総延長とそのうち緑区の延長について

A 本市管理の緊急輸送道路の延長は131キロメートル、うち緑区は32.5キロメートルである。

Q

緑区における緊急輸送道路に係る橋梁、沿道建築物の耐震化・保全状況は？

A 緑区内緊急輸送道路の16橋及び緊急輸送道路を跨ぐ15橋の計31橋については、橋脚の補強や落橋防止対策など耐震補強を全て完了している。道路閉塞可能性がある建築物の耐震化進捗は昨年3月末時点で約96%、来年度末までには概ね解消予定。



Q

緊急輸送道路周辺における森林と街路樹への対策状況は？

A 重要インフラ周辺の森林を対象に、スギなどの人工林を風雨に強い広葉樹への更新である街路樹には管理業務受託業者による目視点検を月1回実施、剪定と伐採を行っている。



Q

土砂災害特別警戒区域内住民への個別連絡・補助制度案内は？

A 身を守る手段として、がけ地支援事業助成の手続き案内から、避難行動など必要情報をすべてまとめた啓発チラシを毎初夏、対象世帯に配布中。

Q

昨年度、急傾斜地崩壊対策事業につき質問したが、緑区でその後の進捗は？

A 対策事業の要件を満たす26か所中、地元からの要望書受付は13か所、うち8か所の整備が昨年度末までに完了。残る5か所のうち上大和田町において整備進行中。その他の4か所は設計業務と地元調整中。要望書未提出の13か所についても引き続き事業案内に努める。



Q

1981年施行の耐震基準以前に建築された住宅の耐震化進捗は3年前で約91%、その後は？

A 市政だよりや出前講座により耐震化必要性や助成制度について啓発中。旧耐震基準マンションの管理組合に対しては、毎年「耐震診断費・改修費補助事業」を案内中。

Q

避難行動要支援者名簿の活用は？

A 災害時、避難行動要支援者生命保護の必要が発生した折は、市と区災害対策本部が地域と連携し、名簿を活用、安否確認と情報伝達を実施する。

Q

いざ巨大地震が発生した際、災害対策本部の立上げや各局の初動から第三局面までの流れは？

A 震度5強からは市長を本部長とする市災害対策本部、及び各区長を本部長とし区災害対策本部を設置し対応にあたる。発災72時間の第三局面までは特に市民の生命を最優先とし、局面ごとに定められた非常時優先業務を実施する。発災3時間までの第一局面で、被害状況情報収集、初動体制確立。発災3時間から24時間までの第二局面では、避難行動要支援者安否確認と避難支援を開始、避難所開設、インフラ緊急点検と緊急措置を実施。第三局面では、避難所管理運営と支援物資受け入れ環境を整備。



Q

緑区の緊急輸送道路で閉塞が生じた際の第三局面までに優先して啓開する路線とスケジュールについて

A 緊急輸送道路1次路線である旧千葉外房有料道路「主要地方道生実本納線」を優先啓開、発災直後はパトロールを実施、閉塞等が確認され次第72時間以内に最低限の通行機能を確保。

Q 災時の消防局の初動体制について



A 「市域に震度6弱以上の地震が発生した時」又は「東京湾内湾に大津波警報が発表された時」は全職員参集、平時約60台での消防救急車両運用が非常用車両含み150台体制での運用となる。

Q 消防隊や救急隊がフル出動し消防力に不足がある際の消防受援体制について

A 東京23区区域にて震度6強を観測、または消防庁長官の判断により、応援要請せずともアクションプランが適用され、全国から緊急消防援助隊が派遣され対応する。



Junko's voice

本市の防災システム、防災ヘリをはじめとする防災インフラは政令市すべてにおいても誇れるものでありますが、本市がどれほどの体制をとってようと市民が平常時から防災を強く意識していかない限り、被害を防ぐことにはなりません。お住まいの家屋の構造や、平常時から留意すべき備えに関して、少しでも不安があるかたは、市役所や区役所の窓口へ一度問い合わせることから適切な助言に繋がられます。

質問2 労働者の安全を守る取組について

Q 本市では労働者の安全に向けてどのような取組をしているか？

A 厚生労働省の「職場の安全サイト」を市HPに掲載、各機関の取組に広報面で協力している。

Q 他の政令市では労働局とも連携し、集会の開催や、独自に働くひと向けハンドブックを作成配布するなど、労災事故防止に向けた啓発を行っている。本市の今後の方向性については？

A 労働局などとの連携は効果的と考えられる。現在行う関係機関への広報面協力のもと、他市の取組事例を参考にして労働災害防止の周知啓発に努めていく。

Junko's voice

人生100年が謳われはじめ、可能な限り皆が勤労に励むべしという風潮が広まっていますが、現在も全国で労災事故は続いており、本市の製造工場においても今年はじめ、従業員の方が作動中レーン機器に引き込まれ救命が叶わなかったという痛ましい事故が発生しています。「目先の僅かな効率性」が従業員の身体安全に優先されてしまっていた可能性が否めません。「人身事故こそ企業にとって最大の損失」という認識、そして企業内マニュアルが作業現場に至るまで正しく共有されていたなら、未然に防ぐことができたのではないのでしょうか。その場の空気に流されず、働くひとは常に「自分の身を自分で守る」意識を持つべきだと考えます。その為に労働局、労働基準監督署とリンクし、政令市だからできることがあるのではないかと提言しました。

質問3 障がい福祉サービス事業所に生じうる問題について



Junko's voice

近年、県内でも複数の事業者によるトラブルが報じられました。利用者の障がい特性ゆえ本人が被害に気づきづらく、サービス利用明細などの確認が難しい、多くの業界で用いられる代理受領方式（利用者により事業者が直接行政に請求）も加わり、なおのこと発覚まで時間を要することが多いとされます。不正や規律違反に対し、過去10年を見ると本市はこれまで4事業所に対しそれぞれ、指定取消、指定の効力停止など厳しい処分をもって対処してきましたが、予防として一層のチェック体制が求められると提言しました。

Q 障がい福祉サービス利用者から事業所に関する相談があった場合どう対応しているか？

A 運営基準違反や不正請求、虐待などが疑われる相談があった際は内容精査の上、必要に応じ事業者への聴き取りや訪問調査を行っている。

Q 事業者からの請求に不正が生じないように、現在の取組はいかがか？

A 定期的に実地での運営指導を行うほか、通報等が入った際は随時監査も行う。市内事業者向けに毎年度行う説明会では指摘があった過去事例の共有により注意喚起を加えている。

Q 法定代理受領方式のもと、報酬請求額の正当性を担保するため事業者と利用者双方が確認していくには？

A 事業者が担う、代理受領報酬額の利用者通知義務が確実に実行されているかについて、一層の指導を重ね、確認を進めていく。



岡崎じゅんこは引き続き取り組んでまいります！

- ①災害対策 ②治安維持対策 ③交通不便対策
- ④医療体制の充実 ⑤保育園の充足 ⑥教育を通じた未来人材育成
- ⑦孤立・孤独の解消
- そして⑧（8050問題にも関わる）就職氷河期世代への支援拡大
- ⑨あらゆるハラスメント・いじめ・虐待の撲滅



市政へのご意見をお聞かせください。

岡崎じゅんこ事務所
〒266-0032 千葉市緑区おゆみ野中央9-8-13-102
TEL 080-7457-0565
E-mail junko@okazaki-junko.com



岡崎じゅんこ
Facebook



岡崎じゅんこ
Twitter